

変更前	変更後	備考
<p>(目的) 第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の規定に基づいて、三井化学株式会社大阪工場廃触媒倉庫（以下「廃触媒倉庫」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、三井化学株式会社大阪工場が法律第52条第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資（核燃料物質に限る。以下同じ。）の計量管理について適用する。</p> <p>(定義) 第3条 本規定において用いる用語の定義については、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(規定の遵守) 第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認める者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p>(組織及び職務) 第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、三井化学株式会社大阪工場に計量管理責任者をおくものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（以下「規則」という。）第4条の2の2の規定に基づき、三井化学株式会社大阪工場AN廃触媒第二保管倉庫（以下「廃触媒倉庫」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項について定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置及び供給当事国別管理の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、三井化学株式会社大阪工場が法第52条第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資（核燃料物質に限る。以下同じ。）の計量管理について適用する。</p> <p>(定義) 第3条 本規定において用いる用語の定義は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(規定の遵守) 第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる社員及び適切な計量管理を実施する上で計量管理責任者が必要と認める者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p>(組織及び職務) 第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、三井化学株式会社大阪工場に計量管理責任者をおくものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

2 廃触媒倉庫における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。

3 廃触媒倉庫における計量管理責任者は、技術部課長職部員とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号)

第6条 廃触媒倉庫に、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。

2 設定するMBAは、廃触媒倉庫を区域とし、その符号はJG-Hとする。

(主要測定点の設定及びその符号)

第7条 廃触媒倉庫にMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切に行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。

2 設定するKMP及びその符号は次表のとおりとする。

KMPの説明	KMPの符号
受入れ又は事故増加	1
払出し又は事故損失	2
保管廃棄、再生又は廃棄	3
在庫	A

2 廃触媒倉庫における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。

3 廃触媒倉庫における計量管理責任者は、安全・環境部課長職部員とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号)

第6条 廃触媒倉庫に、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。

2 設定するMBAは、廃触媒倉庫を区域とし、その符号はJG-Hとする。

(主要測定点の設定及びその符号)

第7条 廃触媒倉庫のMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切に行うため、主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。

2 設定するKMP及びその符号は、以下のとおりとする。

流れのKMP

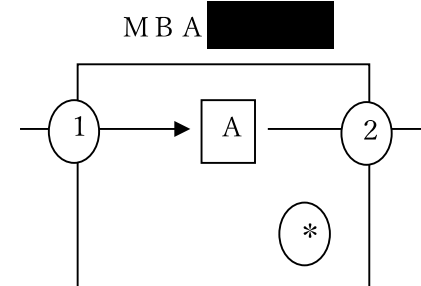
KMP 1：受入れ、保管廃棄再生、事故増加、受払間差異、再適用（用法・量）

KMP 2：払出し、測定済廃棄、保管廃棄、事故損失、免除（用法・量）、保障措置の終了

KMP\*：区分変更、リバッチング

在庫のKMP

KMP A：在庫保管



組織変更

記載の適正化

<p>(計量管理の原則)</p> <p>第8条 計量管理は、MBAを単位として行い、帳簿による管理及びKMPごとに行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。</p> <p>2 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各KMPにおいてバッチごとに取り扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</p> <p>(バッチに区分する方法及びその符号等)</p> <p>第9条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、以下の各号に従うものとする。</p> <p>(1) 核燃料物質を受入れる場合は、当該核燃料物質についての払出者側のバッチの符号を使用するものとする。</p> <p>(2) バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。</p> <p>(3) 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。</p> <p>2 前項におけるバッチの区分及び構成は別表第3に定めるとおりとし、バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、別表第4に示す4種類のコードによってこれを表すものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)</p> <p>第10条 廃触媒倉庫における核燃料物質の計量管理は、第11条か</p>	<p>(計量管理の原則)</p> <p>第8条 計量管理は、MBAを単位として行い、帳簿による管理及びKMPごとに行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。</p> <p>2 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各KMPにおいて<u>計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体</u> (以下「バッチ」という。) ごとに取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、<u>その種類ごとに、元素重量及び特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</u></p> <p>(バッチに区分する方法及びその符号等)</p> <p>第9条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、以下の各号に従うものとする。</p> <p>(1) 核燃料物質を受け入れる場合は、当該核燃料物質に対して払出者側が付したバッチ符号を使用すること。</p> <p>(2) バッチ符号は、別表第2に示す英字、数字及び<u>特殊記号</u>を組み合わせ<u>て表し</u>、その字数は8桁以内とすること。</p> <p>(3) 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されていること。</u></p> <p>2 前項におけるバッチの区分及び構成は別表第3に定めるとおりとし、バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、別表第4に示す4種類のコードによってこれを表すものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)</p> <p>第10条 廃触媒倉庫における核燃料物質の計量管理は、第11条</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	---	---

<p>ら第 17 条に定める核燃料物質の在庫変動又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチごとに当該核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分を把握して、供給当事国別管理を行うものとし、その区分は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 移転に係る供給当事国                  (2) 生産に係る供給当事国                  (3) 使用に係る供給当事国                  (4) 使用設備等供給当事国                  (5) 日米協定の新旧の区分</p> <p>(受入れ手続)</p> <p>第 11 条 核燃料物質をMBAへ受け入れる場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を受け入れる場合、原則としてこれに立会い、<del>払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、</del>当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び、第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>3 <del>前項の規定に係わらず、</del>海外から核燃料物質を受け入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係わる書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p> <p>(払出し手続)</p> <p>第 12 条 核燃料物質をMBAから払い出す場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を払い出す場合原則としてこれに立会い、<del>該当核燃料物質の</del>払出し先、種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成し、払出し先に通知するとともに、計量管理に係る必要な記録及び第 21 条に定める報告を行うものとする。</p>	<p>から第 17 条に定める核燃料物質の在庫変動又は実在庫の確認を実施した場合は、バッチごとに当該核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分を把握して、供給当事国別管理を行うものとし、その区分は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 移転に係る供給当事国                  (2) 生産に係る供給当事国                  (3) 使用に係る供給当事国                  (4) 使用設備等供給当事国                  (5) 日米協定の新旧の区分</p> <p>(受入手続)</p> <p>第 11 条 核燃料物質をMBAへ受け入れる場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を受け入れる場合、<del>払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、</del>当該核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等を確認し、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>3 海外から核燃料物質を受け入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。</p> <p>(払出手続)</p> <p>第 12 条 核燃料物質をMBAから払い出す場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を払い出す場合は、当該核燃料物質の払出し先、種類、数量、バッチ符号等について記載した別紙核燃料物質移動通知書を作成し、払出し先に通知するとともに、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 21 条に定める報告を行うものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	---	-----------------------------

<p>3 前項の規定に係わらず、海外への核燃料物質の払い出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係わる書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p> <p><del>4 第2項に定める核燃料物質移動通知書の様式は別紙1とする。</del></p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>第13条 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、原則としてこれに立会い「測定済廃棄」又は「保管廃棄」に区分し、計量管理責任者の責任でこれを行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、操業上の損失であって、原子力利用にもはや適しないような方法で廃棄される、測定又は測定に基づき推定された数量の核燃料物質を「測定済み廃棄」として廃棄し、並びに、回収不能と考えられ、当該MBAで保管され、かつ、そのMBAの在庫から削除されるのが適当とみなされる、測定により確認された数量の核燃料物質を「保管廃棄」として廃棄するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、廃棄を行う場合、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ等の確認をおこない、計量管理に係る必要な記録及び第21条に定める報告を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、廃触媒倉庫において、1か月に0.01実効キログラムを超える測定済廃棄物を廃棄しようとする場合は、あらかじめ科学技術庁原子力局国際協力・保障措置課に連絡し、その了承を得て、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(保管廃棄再生の手続)</p>	<p>3 海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、前項に規定する核燃料物質移動通知書に代えるものとする。</p> <p>(廃棄の手続)</p> <p>第13条 計量管理責任者は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適しないような方法で廃棄される核燃料物質を「測定済廃棄」として測定に基づき数量を推定した上で廃棄し、回収不能と考えられ、当該MBAで保管され、かつ、そのMBAの在庫から削除されるのが適当とみなされる、測定により確認された数量の核燃料物質を「保管廃棄」として廃棄するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、必要に応じ第18条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第21条に定める報告を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、廃触媒倉庫において、1か月に0.01実効値を超える核燃料物質を測定済廃棄物として廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡し、その了解を得て必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続)</p> <p>第14条 計量管理責任者は、当面回収不能と考えられ、かつ、そのMBAの在庫から削除されるのが適当とみなされる核燃料物質を、測定により数量を確認した上で「保管廃棄」として当該MBAで保管し、在庫情報から削除するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	---

<p>第 14 条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該MBAより払い出す場合には、計量管理責任者の責任で、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合は、原則としてこれに立会い、必要に応じ、<del>第 18 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録及び第 21 条に定める報告を行うものとする。</del></p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第 15 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合はこれを事故損失又は事故増加とし、遅滞なくその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び第 21 条に定める報告をするものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める事故損失又は増加若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに科学技術庁長官へ報告するものとする。</p> <p>(リバッチングの手続)</p> <p>第 16 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組替える必要がある場合は、原則としてこれに立会い、<del>バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ、第</del></p>	<p>2 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該MBAより払い出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>3 <u>計量管理責任者は、第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、第 18 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 2 1 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>4 計量管理責任者は、第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、<u>前項に定める記録に基づいて、第 2 1 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第 1 5 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、<u>直ちに原子力規制委員会へ報告を行うものとする。</u></p> <p>2 計量管理責任者は、<u>核燃料物質の事故損失又は増加 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)</u>が生じた場合は、<u>遅滞なくその原因、核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 2 1 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>(リバッチングの手続)</p> <p>第 1 6 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組替える必要がある場合は、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ、第 1 8 条に定める測定を実</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	---	---

<p>18 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録及び第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(実在庫量の確認)</p> <p>第 17 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確認するための調査（以下「棚卸し」という。）を実施するものとする。</p> <p>2 前項に定める棚卸しは、12 か月に 1 度行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び不明在庫量（以下「MUF」という。）を確定するものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>5 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果については、実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質ごとに物質収支記録に記録及び第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(測定の方法及び測定機器の管理)</p> <p>第 18 条 計量管理責任者は、各 KMP において別表第三に定める測定を実施するものとする。なお、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。</p> <p>(核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p>第 19 条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第 11 条から第 16 条までの在庫変動記録並びに第 17 条の在庫記録</p>	<p>実施し、当該核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(実在庫量の確認)</p> <p>第 17 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確認するための調査（以下「棚卸し」という。）を実施するものとする。</p> <p>2 前項に定める棚卸しは、<u>年 1 回実施するものとし、棚卸間隔は 1 4 か月を越えないものとする。</u></p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び在庫差 (MUF) を確定するものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、前項の規定により確定した実在庫量及び<u>在庫差 (MUF)</u> について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>5 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づいて実在庫量の記録を作成し、また核燃料物質の収支計算を行い核燃料物質ごとに物質収支記録を作成し、第 21 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(測定の方法及び測定機器の管理)</p> <p>第 18 条 計量管理責任者は、各 KMP において別表第 3 に定める測定を実施するものとする。なお、直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的実施し、必要な記録を作成するものとする。</u></p> <p>(核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p>第 19 条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	---

<p>及び物質収支記録を作成し、その記録を10年間三井化学株式会社大阪工場に保管するものとする。</p> <p>2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付  (2) 在庫変動の要因（在庫変動記録のみ記載）  (3) 受入又は払出事業所名及びMBA符号（在庫変動記録のみ記載）  (4) KMPの符号  (5) バッチの符号  (6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量  (7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形狀等の略号  (8) 供給当事国等の管理区分  (9) 核燃料物質の種類  (10) 核燃料物質の元素ごとの重量  (11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</p> <p>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表第三に定めるとおりとする。</p> <p>（供給当事国別管理に関する報告）</p> <p>第20条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）（OCR1）を用い、実在庫報告については、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）（OCR3）を用いるものとする。</p> <p>（報告等）</p> <p>第21条 計量管理責任者は、法第61条の3第4項及び第67条第</p>	<p>む第11条から第16条までの在庫変動記録並びに第17条の在庫記録及び物質収支記録を作成し、その記録を10年間三井化学株式会社大阪工場に保管するものとする。</p> <p>2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付  (2) 在庫変動の要因（在庫変動記録のみ記載）  (3) 受入又は払出事業所名及びMBA符号（在庫変動記録のみ記載）  (4) KMPの符号  (5) バッチの符号  (6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量  (7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形狀等の略号  (8) 供給当事国等の管理区分  (9) 核燃料物質の種類  (10) 核燃料物質の元素ごとの重量  (11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</p> <p>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>（供給当事国別管理に関する報告）</p> <p>第20条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）（OCR1）」を用い、実在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）（OCR3）」を用いるものとする。</p> <p>（報告等）</p>	<p>記載の適正化</p>
--	---	---------------



<p>1 項並びに国際規制物質の使用に関する規則第1条の3、第7条に基づく報告書等が、定められた時期までに化学技術庁長官へ報告等されていることを確認するものとし、その事項並びに時期は別表第四に定めるとおりとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める報告を行う場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明を行うものとする。</p> <p>3 コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第1項に定める各報告書に添付して行うものとする。</p> <p><del>（設計情報等の保管）</del>  <del>第22条 計量管理責任者は、各MBAに係わる設計情報及び施設付属書を備えておくものとする。</del></p> <p><del>（設計情報等の変更手続き）</del>  <del>第23条 計量管理責任者は、前条に定める設計情報などのうち別表第五に定める変更が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに科学技術庁原子力局国際協力・保障措置課に連絡するものとする。</del>  <del>2 計量管理責任者は、別表第五に定める変更以外の変更が生じた場合には、事後速やかに科学技術庁原子力局国際協力・保障措置課に連絡するものとする。</del></p>	<p>第21条 計量管理責任者は、法第61条の3第4項及び第67条第1項並びに規則第1条の3及び第7条に基づく届出、報告等が原子力規制委員会へ行われていることを確認するものとし、その主な事項及び時期は別表第5に示すものとする。</p> <p>2 前項に定める報告に使用する各種コードは以下の通りとする。          (1) _____          (2) _____          (3) _____          (4) _____</p> <p>3 計量管理責任者は、第1項に定める報告を行う場合は、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明を行うものとする。</p> <p>4 コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第1項に定める各報告書に添付して行うものとする。</p> <p><u>（国際約束の履行）</u>          第22条 計量管理主任者は、廃触媒倉庫における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等が行われるよう計量管理するものとする。</p> <p>（連絡）          第23条 計量管理責任者は、廃触媒倉庫における核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量又は年間移転量が1実効値を超えないよう計量管理するものとし、その在庫量又は年間移転量が1実効値を超える必要が生じた場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡するものとする。          2 計量管理責任者は、前項により国際原子力機関の事前同意が得られるまでは、当該核燃料物質の在庫量又は年間移転量が1実効値</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	---	---

<p><del>—(計量管理規定の変更)—</del></p> <p>第 24 条 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合は、少なくともその 30 日前に、<u>科学技術庁原子力局国際協力・保障措置課にその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日) この規定は、平成____年____着き____日をもって施行する。</p>	<p><u>を超えないよう計量管理するものとする。</u></p> <p><u>3 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。</u></p> <p><u>4 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の所在地の英語表記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量若しくは種類に変更がある場合は、変更の 30 日前までに原子力規制委員会まで連絡するものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 本規定は、<u>計量管理規定の認可の日から施行する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	---